

協会活動報告

(平成 28 年版)

一般社団法人 投資信託協会

■平成 28 年協会活動報告

〔1〕 公正性・信頼性確保のための自主規制業務

- (1) MMF に係る国際的な規制強化への対応 …………… 1
- (2) 「広告等に関するガイドライン」の一部改正～ジュニア NISA に関する留意事項～ 2
- (3) 「受益証券等の直接募集等に関する規則第 6 条の 3 の考え方（高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）」の一部改正…………… 2
- (4) 証券取引等監視委員会への業務説明…………… 3
- (5) 会員調査に関する活動…………… 3

〔2〕 投資信託及び投資法人の啓発・普及活動

- (1) NISA（少額投資非課税制度）及び iDeCo（個人型確定拠出年金）の普及・拡大に向けた活動 …………… 5
- (2) 個人型確定拠出年金（iDeCo）の周知と普及・拡大に向けた活動…………… 6
- (3) Web サイトリニューアル及びスマートフォン対応…………… 6
- (4) 「金融経済教育研究会」報告書を受けた取組み…………… 7
- (5) 講演会・セミナー・講師派遣の実施…………… 7
- (6) 大学における寄附講座の開設…………… 11
- (7) 証券知識普及プロジェクトにおける活動…………… 12
- (8) 新たな層へ向けた情報の発信…………… 13

〔3〕 投資信託及び投資法人に係る制度への対応

- (1) 確定拠出年金法等の改正に関する要望…………… 15
- (2) 平成 29 年度税制改正要望…………… 15

〔4〕 資産運用業強化へ向けた取組み

- (1) 資産運用業等に係るワーキング・グループ報告書の公表…………… 17
- (2) 資産運用業強化委員会の設置…………… 17
- (3) 金融審議会「市場ワーキング・グループ」への参加…………… 20
- (4) 「海外金融系企業の誘致促進等に関する検討会」への参加…………… 21
- (5) 「資産運用業に係る海外動向等の調査部会」における調査・検討…………… 21

〔5〕 国際的な活動

- (1) セミナー「グローバル時代の投資信託」の開催…………… 22
- (2) 第 30 回国際投資信託会議（大阪）の開催…………… 23
- (3) アジア地域ファンド・パスポートへの対応…………… 25
- (4) OECD 多国間自動的情報交換への対応…………… 25
- (5) 国際機関等の意見募集等に係る対応…………… 25
- (6) サイバーセキュリティに関するセミナーの開催…………… 27

〔6〕 その他

- (1) 当協会における質問・苦情相談内容の公表…………… 28

- 〔7〕 平成 28 年各種説明会及び研修会の開催状況…………… 29

平成 28 年協会活動報告

当協会では、投資者の保護を図るとともに投資信託及び投資法人（以下「投資信託等」という。）の健全な発展に資するため、自主ルールの制定や制度改正の建議、投資信託等を啓発・普及するための様々な活動を行っています。

平成 28 年の主な活動状況ですが、まず、公正性・信頼性確保のための自主規制業務として、MMF の国際的な規制強化の流れに対応する規則改正、その他、投資者保護の観点から広告や募集販売に関するガイドラインの見直しを行いました。

また、投資信託等の啓発・普及活動として、前年に引き続き、一般投資者に対し投資信託等に対する正しい理解の醸成や NISA（少額投資非課税制度）等の制度周知を目的に、セミナー等の啓発・普及活動を全国で展開しました。特に本年は、確定拠出年金に係る法令等の改正が行われたことから、各関係機関とも連携を図り、同制度の周知にも努めてまいりました。

さらに、我が国の資産運用業の競争力強化ならびに投資者の中長期的な資産形成につながる投資商品の提供のための方策について検討を行うべく、理事会の下に複数の委員会等を設置しこれに取り組んでいます。

国際的な活動としては、OECD 多国間自動的情報交換への対応やアジア地域ファンド・パスポート（ARFP）への対応といった資産運用業の国際的な潮流への対応を図る他、資産運用業に係る国際的な知見を深める機会として国内外の識者を招いたセミナーや国際投資信託会議を開催するなど活発な交流を行いました。

本報告書におきまして、平成 28 年の具体的な活動内容を報告いたします。

今後も当協会の活動に一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

平成 29 年 3 月 31 日

一般社団法人 投資信託協会

〔1〕公正性・信頼性確保のための自主規制業務

投資家保護を図るとともに投資信託等の公正性・信頼性を確保するため、自主規制ルールの改正等、当協会では以下の取組みを行った。

(1) MMFに係る国際的な規制強化への対応

証券監督者国際機構（IOSCO）は、2012年10月に「マネー・マーケット・ファンドに関する政策提言」と題する報告書を公表した。これは、各国のMMFに係る規制及び管理に関する共通規範の基礎となるものであり、組入資産の評価や流動性管理等、15の提言から構成されている。同報告書においては、「本報告書公表後2年以内に、各国におけるこの提言内容に関する適用状況を調査すること」とされていたが、2015年9月にその適用状況の調査結果（ピアレビュー）がIOSCOより公表された。

このIOSCOによる最終報告書において、日本は評価8項目のうち4項目（③基準価額の評価手法、④流動性管理、⑤安定的基準価額採用の場合の対応、⑥格付利用依存への対応）が未達とされたため、本会では、監督当局と今後の対応について連携するとともに、関係者と協議を重ね、「MMF等の運営に関する規則」等の一部改正（案）を策定し、平成28年5月13日より6月13日まで意見募集を実施した。意見募集の結果を踏まえ、同年7月21日付で規則の一部改正を行った。改正等の主な内容は以下のとおりである。

①「MMF等の運営に関する規則」

- イ. MRFの取得・保有対象者を個人に限定する旨を明確に規定。
- ロ. 格付けによる基準に係る留意事項を新たに新設。
- ハ. 満期保有目的債券に関連する規定を削除。
- ニ. 平均残存期間をより国際基準に合わせることとし、WAL方式の平均残存期間を90日、WAM方式の平均残存期間を60日に改める。
- ホ. 償却原価法による評価について、時価と評価額の乖離の合計が一定の数値を超えた場合の基準を設けるなど、より国際基準に合わせた規定に改める。
- ヘ. 販売に関する事項として、受益者の流動性需要に応じた適切な資金管理を行う旨の規定を新設。
- ト. 流動性に関する事項を新たに新設。
- チ. 投資信託約款への一部解約に関する記載事項を新たに新設。
- リ. ストレステストの実施等を新たに新設。

②「MMF等の運営に関する規則に関する細則」

- イ. WAM 方式の平均残存期間の計算方法に関する規定の明確化及び WAL 方式の平均残存期間の計算方法を新たに新設。
- ロ. 満期保有目的債券に関連する規定を削除。

なお、以上の改正について、① イを除き平成 28 年 12 月 1 日より実施し、① イのみ、平成 29 年 12 月 1 日より実施することとされた。

(2) 「広告等に関するガイドライン」の一部改正～ジュニア NISA に関する留意事項～

平成 28 年より「未成年者向けの少額投資非課税制度（ジュニア NISA）」が開始されることを受け、日本証券業協会が同協会の「広告等に関する指針」を平成 27 年 12 月に改正した。

この改正を踏まえ、当協会の「広告等に関するガイドライン」の一部改正を行った。その内容は「ジュニア NISA 口座に関する広告等を作成する場合には、ジュニア NISA の制度設計・趣旨を踏まえ、顧客に誤解を与えることのないように分かりやすく説明することを求める。」ものである

この改正は、平成 28 年 1 月 14 日に自主規制委員会において了承され、同日より実施された。

(3) 「受益証券等の直接募集等に関する規則第 6 条の 3 の考え方（高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）」の一部改正

平成 28 年 9 月 20 日付にて、日本証券業協会の「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第 5 条の 3 の考え方（高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）」の適用対象となるインターネット取引について、その内容の明確化等を図るための一部改正が行われた。この改正を踏まえ、当協会の「受益証券等の直接募集等に関する規則第 6 条の 3 の考え方（高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）」（以下「ガイドライン」という。）の一部改正を行った。改正の主な内容は以下のとおりである。

- ① 担当営業員による勧誘後、高齢顧客が自発的な意思によりインターネット取引を選択し、発注する行為について、受注に関してはガイドラインの適用はなく、翌日以降の役席者による受注や約定結果の確認・連絡の手続きは必要ないこと。
- ② 役席者による受注等の手続きを回避するために、担当営業員が高齢顧客をインターネット取引に誘導することはガイドラインの趣旨に反し

ていること。また、これら行為によるインターネットでの発注がないか等のモニタリングを実施すること。

- ③ 正会員が提供するウェブサイト上の表示・サービスが、高齢顧客が行う検討の開始、商品の選定、情報の入手及び購入の判断の過程において、担当営業員が行う勧誘とは同等・同質の行為でない限り、ガイドラインの適用対象にはならないこと。
- ④ 平成 27 年 10 月時点において、ガイドラインの適用対象となる、担当営業員が行う勧誘と同等・同質の行為が行われているウェブサイト上の表示・サービスの類型は確認されていないこと。

この改正は、平成 28 年 10 月 13 日に自主規制委員会において了承され、同日より実施された。

(4) 証券取引等監視委員会への業務説明

平成 28 年 6 月 14 日に証券取引等監視委員会に対し、以下の通り当協会の活動状況等について業務説明を行った。

① 協会の活動状況

- イ. 投資者保護のための業界の自己規律維持・向上に資する活動
- ロ. よりよい投資信託等の制度構築に向けた活動

② 自主規制機能の発揮

- イ. 正会員に対する立入調査の実施等
- ロ. 正会員に対する書面調査（第 9 回アンケート）の実施等
- ハ. 法令等違反に係る本会への報告制度と報告等の状況
- ニ. 正会員に対する処分等状況
- ホ. 苦情相談等の対応
- ヘ. 正会員に対する業務研修会・説明会の開催

(5) 会員調査に関する活動

① 平成 27 年度（平成 28 年 1 月～3 月）の会員調査

平成 27 年度については、同 27 年 3 月 31 日に会員に周知した会員調査方針・計画に基づき、正会員 2 社に対する立入調査を実施した。

平成 27 年度の立入調査の実績は、上半期 5 社、下半期 5 社の計 10 社に対して実施している。その結果については、下期分と併せ通期分として、平成 28 年 5 月 30 日に会員に周知した。

また、平成 27 年 11 月 20 日を基準日として実施した書面調査である第 9

回アンケート調査についても、その結果を取りまとめ、同 28 年 4 月 27 日に会員に周知した。

② 平成 28 年度（平成 28 年 4 月～12 月）の会員調査等

平成 28 年度については、当協会事業計画において「I. 投資者保護のための業界の自己規律維持・向上に資する活動」に掲げた「(1) 正会員における法令・自主規制規則の遵守・態勢整備状況及び業務運営の実態等を会員調査等により検証し、調査対象先に問題点を通知するとともに、必要な改善を求める。また、正会員に向けた会員調査結果の情報還元及びコンプライアンス研修会の実施等により事前予防効果を高め、正会員の自己規律能力の向上と投資者保護の強化に資する。」ことに基づき、平成 28 年 3 月 31 日付で会員に周知した「平成 28 年度会員調査方針・計画」により、正会員に対する立入調査を効率的・効果的に実施するなどによって、正会員の業務運営の更なる向上を図り、投資運用業の健全な発展及び投資者の保護に資するよう努めた。

立入調査については、年末及び年度末における被調査会員の負担軽減を図ること等から、年 10 社程度の立入調査を実施することとし、計画のとおり実施した結果、平成 28 年中には平成 27 年度分 2 社を含む合計 10 社の立入調査を実施した。

また、平成 28 年 11 月には、書面調査である第 10 回アンケート調査を実施したほか、正会員の法令等遵守態勢の充実・強化を図るため、引き続き四半期毎に、当協会に報告のあった法令違反等の事例をとりまとめ、その概要や管理体制の改善状況等について匿名の形で正会員に周知した。

さらに、証券取引等監視委員会からの要請を受け、金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項を会員に周知した。

〔2〕投資信託及び投資法人の啓発・普及活動

一般投資者に対し、投資信託等に対する正しい理解の醸成や各種制度の周知等を目的として、当協会では以下の取組みを行った。

(1) NISA（少額投資非課税制度）の普及・拡大に向けた活動

当協会は、日本証券業協会をはじめとした関係諸団体と連携し、NISA（少額投資非課税制度）の普及・拡大に向けた活動を行っている。活動の主な内容は以下のとおりである。

イ. 平成 29 年度税制改正により、積立 NISA の創設が手当された。これを受け、当協会では会員の事務対応を円滑に図るため、平成 28 年 12 月 22 日、金融庁より担当官を招き、積立 NISA に係る説明会を正会員及び賛助会員の役職員を対象に開催した。（平成 28 年各種説明会及び研修会の開催状況については〔7〕を参照のこと。）

ロ. 平成 26 年より金融庁が開始した「NISA 口座の開設・利用状況調査」について、NISA 推進・連絡協議会を通じて当協会へ同調査の依頼があり、当協会会員における NISA 口座の開設・利用状況を取りまとめ、直販分について金融庁に提出した。なお、新たにジュニア NISA 口座の開設・利用状況についても取りまとめ、金融庁への提出を行っている。

ハ. NISA の日（毎年 2 月 13 日）にあわせ、NISA 制度の周知・活用の促進を目的として、「NISA の日特別企画」を実施した。
実施内容は以下のとおりである。

① 講演会

投信フォーラム 2016 in 広島 ～NISA で投信ははじめませんか～

開催日：平成 28 年 2 月 13 日（土）

会 場：広島国際会議場 広島市中区

第 1 部／基調講演 「一步一步を大切に！」

中国放送アナウンサー

横山雄二氏

第 2 部／パネルディスカッション「どう使う？ 知って得する NISA 講座」

コーディネーター

馬養雅子氏

パネリスト

横山雄二氏 運用会社の専門家 2 名

② 新聞記事広告 -日本経済新聞（朝刊）-

蛸原英里さん「家族が笑顔でいるために NISA とジュニア NISA」
掲載日 平成 28 年 2 月 13 日（土）

二. ノベルティの制作

「投資信託で豊かな人生を」のコピーと共に NISA 及び iDeCo のロゴを配した蛍光ペンを制作した。（講演会等で配布）

（2）個人型確定拠出年金（iDeCo）の周知と普及・拡大に向けた活動

厚生労働省では、確定拠出年金法等の一部改正により個人型確定拠出年金の対象者が平成 29 年 1 月から拡大されたことを受け、本制度の普及・推進について検討する「確定拠出年金普及・推進協議会」を設置し、初回会合を 7 月 26 日に開催した。メンバーは、国民年金基金連合会や日本証券業協会、全国銀行協会などの団体であるが、当協会からは白川会長が参加している。

協議会では、個人型確定拠出年金の認知向上を図るため、インターネット特設サイトにおいて愛称を広く一般公募し、その中から英語表記の **individual-type Defined Contribution pension plan** の単語の一部から構成された「iDeCo（イデコ）」に決定した。

また、制度の利用促進に向けた諸施策を検討するため、協議会参加各団体や事務局間の連携を密にし、協議会の円滑な運営を図ることを目的に設置された「幹事会」では、iDeCo のロゴマークを決定し、金融機関、マスコミ等においても広く利用してもらうことで iDeCo の認知度向上を図っていくとされた。

さらに、iDeCo の普及を促進するための事務改善について幹事会から当協会へも意見募集の依頼があったため、会員からの意見を集約して確定拠出年金普及・推進協議会幹事会事務局へ提出した。

（3）Web サイトリニューアル及びスマートフォン対応

当協会の Web サイトについては、2016 年時点でリリースから 7 年が経過していることや運用開始以降に追加したコンテンツの増加によりホームページ内の情報が増えたことなどから、デザインの刷新や一定の情報整理が必要と判断されたため Web サイトの全面リニューアルを行った。

また、近年はスマートフォン等 PC 以外の端末からの当協会 Web サイトへのアクセスが半数近くに上る状況であり、その数は年々増加の一途を辿っている。この状況を踏まえ、Web サイトデザインの全面リニューアルと併せ、スマートフォン等への表示対応（マルチデバイス対応）も行った。いずれも平成 28 年 5 月より開発に着手し、平成 29 年 1 月に公開した。

(4) 「金融経済教育研究会」報告書を受けた取組み

金融庁金融研究センターに設置された「金融経済教育研究会」において取りまとめられた報告書の提言について具体的な検討を行うため、金融広報中央委員会の下「金融経済教育推進会議」が平成 25 年 6 月に設置されており、当協会もこれに参加している。

同会議では「最低限習得すべき金融リテラシーの内容の具体化及び年齢別に教える事項の整理・体系化」を検討事項として掲げ、関係官庁及び関係団体と連携・協力してこれを行い、平成 26 年 6 月「項目別・年齢層別スタンダード」(マップ)を作成・公表した。これに関し「マップの内容を踏まえた大学生向けの金融リテラシー教育を試行的に実践する」との位置付けで、当協会を含む推進会議構成団体が講師を派遣する形で行う連携講義を、本年は、東京家政学院大学、青山学院大学、県立広島大学、慶応義塾大学、金沢星稜大学、神戸国際大学、東北学院大学、武蔵野大学の 8 校で実施し、当協会も講師を派遣する等これに対応した。

(5) 講演会・セミナー・講師派遣の実施

① 投信フォーラム 2016 の開催

啓発・普及事業の一環として、地方新聞社、全国地方新聞社連合会との共催による「投信フォーラム 2016 を静岡、広島、福島、三重、岡山、宇都宮の 6 会場で開催した。

講演会の形式は二部構成で、第一部が開催地で知名度の高い著名人による特別講演、第二部を「どう使う? 知って得する NISA と確定拠出年金」と題し、FP が投資信託の仕組み、NISA や確定拠出年金の制度概要の説明を行った後、証券投資信託の運用会社、不動産投資法人の資産運用会社、第 1 部の登壇者をパネリストに迎え、FP をコーディネーターにパネルディスカッションを行った。(岡山会場では証券投資信託運用会社と直販運用会社と第 1 部の登壇者の 3 名を、宇都宮会場では証券投資信託の運用会社と第 1 部の登壇者 2 名を迎えパネルディスカッションを行った。)

なお、本講演は、金融庁、金融広報中央委員会、財務省財務事務所、信託協会、全国銀行協会、日本証券業協会、日本取引所グループ、不動産証券化協会、共同通信社から後援をいただいている。

開催の概要は以下のとおりである。

イ. 投信フォーラム 2016 in 静岡

主 催：投資信託協会、静岡新聞社・静岡放送、全国地方新聞社連合会

開催日：平成 28 年 1 月 16 日（土）

会 場：しずぎんホール ユーフォニア

テーマ：第一部「持続的な社会と責任投資」（中央大学総合政策学部・
公共政策研究科教授 目加田 説子氏）

第二部「どう使う？ 知って得する NISA 講座」（深野 康彦
氏）

パネルディスカッション

参加者数：300 名

ロ. 投信フォーラム 2016 in 広島

主 催：投資信託協会、中国新聞社、全国地方新聞社連合会

開催日：平成 28 年 2 月 13 日（土）

会 場：広島国際会議場「ヒマワリ」

テーマ：第一部「一步一步を大切に！」（中国放送アナウンサー横山 雄
二氏）

第二部「どう使う？ 知って得する NISA 講座」

（馬養 雅子氏）

パネルディスカッション

参加者数：400 名

ハ. 投信フォーラム 2016 in 福島

主 催：投資信託協会、福島民報社／福島民友新聞社、全国地方新聞
社連合会

開催日：平成 28 年 6 月 18 日（土）

会 場：民報ビル 3 階ホール

テーマ：第一部「料理が好きになると、福島が好きになると」（料理家
本田 よう一氏）

第二部「どう使う？ 知って得する NISA 講座」（神戸 孝氏）

パネルディスカッション

参加者数：250 名

ニ. 投信フォーラム 2016 in 三重

主 催：投資信託協会、伊勢新聞社、全国地方新聞社連合会

開催日：平成 28 年 10 月 15 日（土）

会 場：津リージョンプラザ お城ホール

テーマ：第一部「和食は世界に通用する～食で人を育てる～」

県立相可高校食物調理科教諭 村林 新吾氏)

第二部「どう使う？ 知って得する NISA と確定拠出年金」(和泉昭子氏)

パネルディスカッション

参加者数：320 名

ホ. 投信フォーラム 2016 in 岡山

主催：投資信託協会、山陽新聞社、全国地方新聞社連合会

開催日：平成 28 年 11 月 5 日 (土)

会場：岡山オルガホール

テーマ：第一部「チャンスを活かすコミュニケーション術」

おかやまアナウンス・ラボ株式会社 (OAL)

代表取締役 森田 恵子氏)

第二部「どう使う？ 知って得する NISA と確定拠出年金」
(深野 康彦氏)

パネルディスカッション

参加者数：300 名

へ. 投信フォーラム 2016 in 宇都宮

主催：投資信託協会、下野新聞社、全国地方新聞社連合会

開催日：平成 28 年 11 月 26 日 (土)

会場：南日本新聞会館 みなみホール

テーマ：第一部「成功の種を蒔く」上級マルチトレーナー／ソウル五輪シンク

ロ・デュエット銅メダリスト田中ウルヴェ 京氏)

第二部「どう使う？ 知って得する NISA と確定拠出年金」
(神戸 孝氏)

パネルディスカッション

参加者数：230 名

② 日経ウーマンセミナー「マネー美人のための資産形成セミナー2016」

幅広い層への啓発・普及活動を推進する観点から、働く女性を対象に、雑誌社とタイアップして、東京、大阪、名古屋の3会場で資産形成セミナーを開催した。各開催当日は、平日の夜にも関わらず多くの女性が集まり、働く女性が夢に近づくために必要な金融商品の基本的知識や資産形成術、

NISA や確定拠出年金制度概要の講演に熱心に耳を傾けた。

セミナーの形式は二部構成で、第一部は、FP 和泉昭子氏による働く女性のためのマネーとキャリアに関する基調講演、第二部のトークセッションでは、読者から寄せられた投資に関する悩みについて、和泉氏などが働く女性の立場に立ったアドバイスを行った。

開催の概要は以下のとおりである。

会場・日時

- イ. 東京 青山ダイヤモンドホール (参加者数：216名)
平成28年10月7日(金) 19:00～21:00
- ロ. 大阪 ハービスホール (参加者数：231名)
平成28年10月12日(水) 19:00～21:00
- ハ. 名古屋 ミッドランドホール (参加者数：230名)
平成28年10月18日(火) 19:00～21:00

構成：第一部 基調講演

「マイナス金利時代のマネー美人のあり方とは？」

和泉昭子氏 (生活経済ジャーナリスト/ファイナンシャルプランナー)

第二部 トークセッション

「ハッピーなマネー美人になる方法」

和泉昭子氏

宮澤沙央梨氏 (大和証券投資信託委託(株))

安原ゆかり氏 (日経 WOMAN 編集長)

主催：日経 WOMAN*CLUB 協賛：投資信託協会

③ 共催講座の実施

日本証券業協会と共催講座「はじめての資産運用講座」を平成28年9月より実施した。NISA とジュニア NISA の導入により、新たに市場に参加される投資知識・経験の浅い個人投資家を対象に基礎編、実践編、特別編を全国48会場で開催した。

④ 講師派遣の実施

投資信託の知識と理解の向上を目的に、消費生活センター、大学、商工会議所、確定拠出年金導入企業等からの要請に応じて、市民、学生、企業従業員、消費生活相談員等を対象としたセミナーや講座へ講師を派遣した。平成28年の派遣実績は、13件、延べ受講者数は1,295名であった。

(6) 大学における寄附講座の開設

当協会と日本投資顧問業協会は、教育機関における金融経済教育支援を通じて社会への貢献を果たすべく、平成 17 年から東西の主要大学において寄附講座を開設している。平成 28 年は昨年同様、早稲田大学、一橋大学、大阪大学、京都大学、神戸大学、名古屋大学、東北大学の 7 大学で開設し、計 1,216 名の学生が資産運用ビジネスを学んだ。

講義の内容はそれぞれの大学で若干異なるが、おおよそ資産運用の歴史的経緯、機能、社会的位置付けを概観し、ポートフォリオ理論を踏まえながら、投資信託やヘッジファンド、不動産証券化商品などの金融商品の仕組みや特性を説明する内容に加え、アセットマネジメントビジネスの実態に至るまで幅広い分野が学べるよう工夫されている。社会に巣立つ前の学生にとっては、資産運用に関する知識が得られるだけでなく、数多くの実務家から多面的な実務が学べる貴重な機会でもあり、学生の資産運用ビジネスへの関心を高める契機にもなっている。

各大学における講座の概要は、以下の通りである。

<一橋大学>

講義名：「アセットマネジメント論」

開設期・回数：前期・全 15 回

受講者数：72 名

<大阪大学>

講義名：「アセットマネジメントの理論と実務」

開設期・回数：前期・全 15 回

受講者数：55 名

<神戸大学>

講義名：「アセットマネジメント（資産運用）の理論と実務」

開設期・回数：前期・全 14 回

受講者数：102 名

<京都大学>

講義名：「アセットマネジメントの実務と法」

開設期・回数：後期・全 14 回

受講者数：287 名

<東北大学>

講義名：「アセットマネジメント」

開設期・回数：後期・全 14 回

受講者数：200 名

<名古屋大学>

講義名：「アセットマネジメント概論」

開設期・回数：後期・全 14 回

受講者数：123 名

<早稲田大学>

講義名：「アセット・マネジメント（資産運用）の世界」

開設期・回数：後期・全 15 回

受講者数：377 名

（7）証券知識普及プロジェクトにおける活動

当協会、日本証券業協会、日本取引所グループ等の証券団体等で構成する「証券知識普及プロジェクト」は、長期的・継続的に証券知識の普及・啓発を図ることを目的に、中立・公正な立場から、学校教育向けに金融経済教育に役立つ各種学習教材の提供、一般向けにはセミナーや講演会の開催等の普及・啓発事業を行っている。

平成 28 年における主な取組みは、以下のとおりである。

① 教育現場における「金融経済教育」の推進

イ. 体験型教材の提供

教育現場で授業を通じて金融経済への興味・関心を高めてもらうため、株式会社の仕組みや金融の仕組み等が学べる体験型の教材を中学校、高校向けにそれぞれ提供し、生徒たちが金融や経済の基本を学んだ。

- ・中学校向け教材「株式会社をつくろう！～ミスターXからの挑戦状～」

- ・高等学校向け教材「ケーザイへの3つのトビラ」

ロ. 教員向け支援活動

教育現場における金融経済教育の必要性、提供教材の有用性等を広く教育現場にアピールするため、教育関係者向け情報誌「レインボー

ニュース」を毎学期作成し、全国の中学校・高等学校・教育委員会等に送付した。

また、生徒と教員が共に利用でき、金融経済の基礎的な知識を学ぶことができる WEB サイト「金融経済ナビ」では、旬な経済ニュースをイラストつきで簡単に解説するなど、授業展開しやすいコンテンツを順次掲載した。

② 一般向け「投資の日」記念イベントの開催等

一般市民の金融・証券知識の普及・啓発及び金融リテラシーの向上並びに「投資の日」の周知を目的に、10月4日の「投資の日」を中心に活動を行った。

イ. 講演会・セミナーの開催

東京会場では、第1部は経済学者による日本経済の解説、第2部はマクロエコノミストや著名人等をパネリストに迎え、投資の魅力や将来性を重視した長期投資といった金融リテラシーの重要性を訴えるシンポジウムを開催した。

その他の地区では各地区の特色を活かした講演会・セミナー、トークショーを展開し、全国20会場で5,074人が参加した。

ロ. その他の活動

「投資の日」制定20周年記念イベントに係る情報の効果的な発信や投資に関心の低い層に対するアプローチとして次の活動を行った。

- ・「投資の日」PR イベント（東京・有楽町）の開催
- ・「投資の日」20周年記念イベントに関する WEB 特設サイトの開設
- ・「若年層限定セミナー」の実施
- ・全国紙による東京会場の採録広告（日本経済新聞、読売新聞、朝日新聞）
- ・参加型企画「投資の日」クイズ
- ・とうしくん特製、ウエットティッシュの作成と配布

（8）新たな層へ向けた情報の発信

当協会では、投資未経験者や若年層に対し「投資信託」についての理解促進に重点を置いた広報活動を行っているが、平成28年はそのうち企業型DC導入企業の従業員などといった新たな層をターゲットに据え、以下3つの企画を実施した。

- ① フリーペーパー^{アネティス}Anetis「投資信託+『ジュニア NISA』で将来を見据

えた資産作りを！」

フリーペーパー「Anetis」において、蛸原英里氏と石原敬子氏の対談を掲載。蛸原氏が積立投資の有用性やNISA、ジュニアNISAについてレクチャーを受けながら、投資や投資信託に関する知識を深めていく内容となっている。

② 職域冊子「たあんと」 「若葉さんの資産運用はじめて物語」

企業型DC導入企業向けの冊子「たあんと」において、DCやNISAを通じた資産形成における投資信託の活用を促す記事広告を掲載。投資をするにあたり一般投資者が抱える不安をQ&A形式で解消していく内容となっている。

③ 「社会人なら知っておきたい お金を育てるヒント」

投資の必要性や投資信託の仕組みについてわかりやすくまとめた新社会人向けのリーフレットを作成し、これを就活サイト「マイナビ」に登録している卒業直前の大学4年生に対し直接届けられる雑誌「マイナビフレッシューズマガジン」と同梱発送する企画(平成29年2月発送)。対象は関東・関西・中部圏の大学4年生であり、配布部数は22万件となっている。

〔3〕投資信託及び投資法人に係る制度への対応

投資信託等の健全な発展に資するため、制度改善要望の提出等、当協会では以下の取組みを行った。

（1）確定拠出年金法等の改正に関する要望

平成 28 年 5 月 24 日に「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」が可決・成立し、個人型 DC 対象者の拡充等が措置された。今回の法改正では、未指図者のための指定運用方法を定めることができる旨や運用商品の提供数の上限を設定する旨が規定されたが、具体的な内容は政令で定めることとされ、社会保障審議会企業年金部会等において検討されることとなった。

今回の法改正により、確定拠出年金制度における投資信託の役割も一層高まると考えられることから、本会では① 指定運用方法、② 運用商品選定・提示についての考え方を整理し、厚生労働省に対し、平成 28 年 5 月 26 日に要望書を提出している。

（2）平成 29 年度税制改正要望

イ. 平成 29 年度税制改正要望については、「投資信託の税制に関する専門委員会」及び「投資法人の税制に関する専門委員会と制度に関する専門委員会の合同委員会」で検討し、平成 28 年 4 月 21 日から 5 月 6 日までの間、会員会社に対する意見募集を行った。

また、日本証券業協会、日本取引所グループ及び金融庁等とも意見交換を行いながら、さらなる検討を行い、6 月には当協会としての要望を取纏め、その後、9 月には、日本証券業協会、日本取引所グループと当協会の三団体連名で要望について正式に機関決定を行った。

当協会に関連する主な要望は以下のとおりである。

- ・ NISA（少額投資非課税制度）及びジュニア NISA（未成年者少額投資非課税制度）の恒久化、拡充及び簡素化等（スイッチングの承認）
- ・ 確定拠出年金制度の拡充（特別法人税の撤廃、拠出限度額の適切な引上げ、中途引出要件の緩和等）
- ・ 金融所得課税一体化の促進等
- ・ 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長
- ・ 上場株式等の相続税評価額等の見直し
- ・ 配当の二重課税の排除
- ・ 投資信託・投資法人制度等の拡充（外国税額控除制度の見直し等）
- ・ 特定口座制度の拡充
- ・ マイナンバー制度の導入に伴う税制分野での利用促進

ロ. 平成 29 年度の税制改正大綱は、平成 28 年 12 月 8 日に公表された。当協会等が要望していた事項のうち、税制改正大綱に盛り込まれた要望事項や検討課題とされた主な事項は以下のとおりである。

- ・ NISA 口座内、ジュニア NISA 口座から NISA 口座への移管、ジュニア NISA 口座内の移管について、ロールオーバー時の上限の撤廃。
- ・ 積立 NISA 制度の創設。口座開設期間 20 年、非課税期間 20 年、年間投資上限額 40 万円。現行 NISA と選択適用とする。
- ・ 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限を 3 年延長する。
- ・ 相続税の物納順位について、株式、社債及び証券投資信託の受益証券のうち金融商品取引所に上場されているもの等を国債及び不動産と同じく第一順位とし、物納財産の範囲に証券投資信託のうち金融商品取引所に上場されているもの等を加え、これらについても第一順位とする。
- ・ 投資法人に係る課税の特例における再生可能エネルギー発電設備に係る措置の再生可能エネルギー発電設備の取得期限を 3 年延長する。(所得税についても同様)
- ・ 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を 2 年延長する。
- ・ 信託会社等が投資信託により取得する一定の不動産及び投資法人が取得する一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、対象となる不動産にヘルスケア施設を加えた上、その適用期限を 2 年延長する。
- ・ 外国所得税額控除の引続きの検討。
- ・ 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意し、年金制度改革の方向性も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。

〔4〕 資産運用業強化へ向けた取組み

我が国の資産運用業の競争力強化ならびに投資者の中長期的な資産形成につながる投資商品の提供のための方策について検討を行うべく、当協会では以下の取組みを行った。

（1）資産運用業等に係るワーキング・グループ報告書の公表

日本証券業協会、日本取引所グループ、日本投資顧問業協会及び投資信託協会の共催により設置された「東京国際金融センターの推進に関する懇談会」が平成27年9月に公表した報告書の内容を踏まえ、「我が国の資産運用業の国際競争力強化を図ると共に、投資家の中長期的な資産形成につながる投資商品の提供のための方策について証券界・資産運用業界として業界横断的に検討を行う」ことを目的として、同懇談会の下に「資産運用等に関するワーキング・グループ」が日本証券業協会、日本投資顧問業協会及び投資信託協会の共催で設置され、本会からは委員として白川会長が参加した。同ワーキング・グループでは、平成27年10月から合計9回にわたり会合を行い、平成28年6月に報告書を取りまとめた。

報告書では「資産運用業の運用力の強化及び信頼向上に向けた課題と取組み」として「高度金融人材の育成施設の誘致、設立」、「運用人材の確保」、「資産運用会社のフィデューシャリー・デューティーの実践」、「投資信託のグローバル化」、「FinTech ビジネスの推進」について、また「中長期的な資産形成に資する商品の提供に向けた課題と取組み」として「中長期的な資産形成に資する商品の組成・販売の推進」、「顧客への情報提供の拡充」、「NISA及びジュニア NISA の恒久化及び拡充並びに確定拠出年金の利用の促進」、「金融リテラシーの向上」について、「ビジネス環境の整備に向けた課題と取組み」として「新規資産運用会社等の参入促進」、「ミドル・バックオフィスの合理化・効率化」、「兜町の資産運用業の集積」について、それぞれの現状及び課題、並びに今後の取組みについて取りまとめられている。

同報告書において掲げられた課題については、関係団体等において、着実に取組みを進めていくこととされ、当協会としても後述の資産運用業強化委員会の設置等、同報告書に対応するための措置を講じることとした。

（2）資産運用業強化委員会の設置

平成28年10月、前述の「資産運用等に関するワーキング・グループ報告書」（以下、「資産運用等 WG 報告書」）において提言された内容と、我が

国の投資信託や資産運用会社に係る課題を検討することを目的に、理事会の下、「資産運用業強化委員会」を設置した。同委員会は、東京大学大学院の神作裕之教授を委員長とし、協会会員会社の役員等で構成した。

① 検討項目

同委員会の検討項目は、以下の4点に整理された。

- i. 投資信託のガバナンスの強化
- ii. 資産運用会社の信頼向上のための取組み
- iii. ビジネス環境の整備等に係る課題
- iv. 中長期的資産形成等に係る課題

イ. 投資信託のガバナンスの強化

「資産運用等 WG 報告書」において、日本の投資信託市場は、未だ諸外国と比較して低調に留まっている現下、投資信託による資産形成の一層の促進と、外国の投資家にとって魅力あるものにしていくための課題として、投資信託のガバナンスの強化が挙げられた。

その上で、本会の取組みとして、諸外国の制度の事例を踏まえつつ、我が国の実情に即した実効ある方策を模索することが求められたことを受け、以下の事項を、同委員会における検討項目等とした。

- ・投資信託委託会社がガバナンス強化のために行っている事例(独立取締役の導入やアドバイザー・ボード、ファンド監視監督委員会の設立・運営等)を収集、公表する。
- ・投資信託委託会社や投資信託のガバナンスについて、経営効率を考慮しつつ、全体の取組みを強化するための方策を検討する。
- ・併合、償還について、運用効率を向上させる観点から、投資家の視点を踏まえつつ機動的に行うことを可能とするための検討を投信委託会社、受託者、販売会社等の関係者を交えて行う。
- ・投資法人制度を用いて有価証券に投資するファンドを国内で組成、販売する場合の実務上の論点等を検証し、改善が必要な点を各方面に働きかける。

ロ. 資産運用会社の信頼向上のための取組み

平成27年度の金融行政方針において、「商品開発、販売、運用、資産管理それぞれに携わる金融機関の行動が、真に顧客のためにつながる

っているか検証する」とされ、「フィデューシャリー・デューティー」の徹底が求められた。

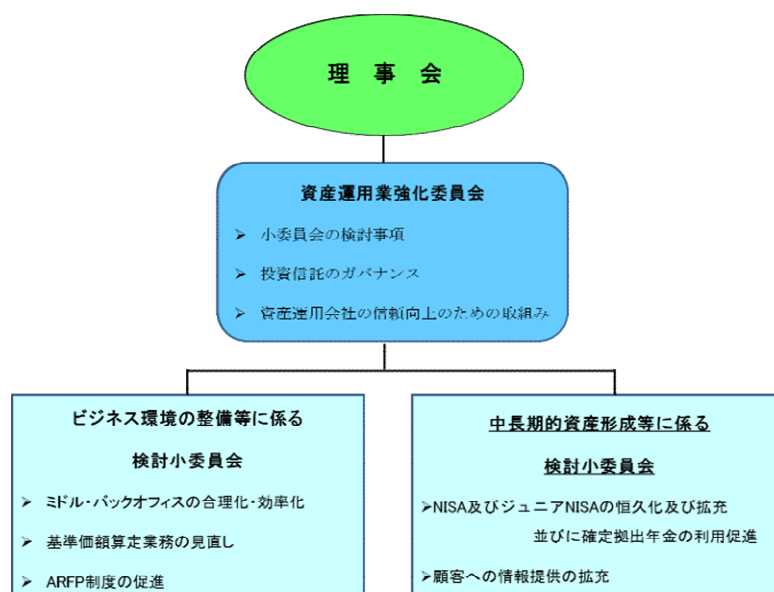
また、「資産運用等 WG 報告書」においては、資産運用会社を含めた日本の金融機関は未だ国民から十分な信頼を勝ち得ていないと指摘され、同報告書では、資産運用会社に対し、国民から信頼される運用者となるべく、フィデューシャリー・デューティーの徹底に向けた具体的な取組みを進めることが求められた。

さらに、本会の取組みとして、会員のスチュワードシップ・コードの遵守を促し、適切にエンゲージメント等の活動が行われるような取組みを検討することを求めており、これを同委員会の検討事項とした。

② 検討小委員会の設置

同委員会第1回会議において、同委員会の下に「ビジネス環境の整備等に係る検討小委員会」及び「中長期的資産形成等に係る検討小委員会」を設置することを定め、上記検討項目のうち、iii. ビジネス環境の整備等に係る課題及び iv. 中長期的資産形成等に係る課題については、両委員会において検討を行うこととし、平成28年11月より検討を開始した。

同委員会は、平成28年10月以降、3回にわたり議論を行った。平成29年には継続して議論を行い、同年6月に、検討小委員会からの報告を含め、中間報告書を取りまとめる予定である。



イ. 「ビジネス環境の整備等に係る検討小委員会」の設置

当協会では、「資産運用等に関するワーキング・グループ」の報告書にて提言されたビジネス環境の整備等に係る課題について検討を行うために、平成 28 年 10 月に「資産運用業強化委員会」の下に「ビジネス環境の整備等に係る検討小委員会」を設置。立命館大学大学院の三好秀和教授を委員長とし、第 1 回会合を平成 28 年 11 月に開催した。

同検討小委員会では、主にミドル・バックオフィスの合理化・効率化、基準価額算定業務の見直し、ARFP 制度の促進について、外部の学識経験者を委員長として、投資信託の運用会社、販売会社、受託会社、システムベンダー等の幅広い関係者を交えて、実務的な観点から検討を行っている。

ロ. 「中長期的資産形成等に係る検討小委員会」の設置

当協会では、「資産運用等に関するワーキング・グループ」の報告書にて提言された中長期的資産形成等に係る課題について検討を行うために、平成 28 年 10 月に「資産運用業強化委員会」の下に「中長期的資産形成等に係る検討小委員会」を設置し、第 1 回会合を平成 28 年 11 月に開催した。

同検討小委員会の主な検討事項は、「顧客への情報提供の拡充」及び「確定拠出年金の利用促進」である。前者については本会ホームページにある「投信総合検索ライブラリー」の機能強化について、また、後者については確定拠出年金法の改正を踏まえ、「指定運用方法の基準の在り方」及び「運用商品提供数の上限設定の考え方」等について検討を行った。

(3) 金融審議会「市場ワーキング・グループ」への参加

平成 28 年 4 月 19 日に開催された金融審議会総会・金融分科会合同会合において、金融担当大臣より、「『市場・取引所を巡る諸問題に係る検討』を行うこと」とする諮問があったことを踏まえ、同審議会の下に「市場ワーキング・グループ」が設置され、①国民の安定的な資産形成と顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）、②国民の安定的な資産形成における ETF の活用とインデックス運用の位置付け、③取引の高速化、④市場間競争と取引所外の取引、⑤取引所の業務範囲について、平成 28 年 5 月 13 日から同年 12 月までに計 12 回に亘って議論がなされた。

当協会もオブザーバーとして同ワーキング・グループに参加するとともに、議題のうち特に投資信託に係る①国民の安定的な資産形成と顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）及び②国民の安定的な資産形

成における ETF の活用とインデックス運用の位置付けについて金融庁と意見交換等を行った。

同ワーキング・グループは平成 28 年 12 月 22 日において「市場ワーキング・グループ報告～国民の安定的な資産形成に向けた取組みと市場・取引所を巡る制度整備について～」を公表した。同報告書において、投資信託に関しては、顧客本位の業務運営に関する原則（プリンシプル）の策定、顧客本位の業務運営を確立・定着させていくための方策、国民の安定的な資産形成における ETF の活用と課題、インデックス運用の増加と株価形成等について提言がなされている。

なお、同報告書を踏まえ、平成 29 年 1 月 19 日に「顧客本位の業務運営に関する原則（案）」が公表され、今後最終的にパブリックコメントに付され、取りまとめられることとなっている。

（４）「海外金融系企業の誘致促進等に関する検討会」への参加

「国際金融都市・東京」の実現に向け、資産運用会社、FinTech 等の企業誘致に向けた具体的な施策を立案するために実務者レベルでの意見交換を行うことを目的として、平成 28 年 11 月に「海外金融系企業の誘致促進等に関する検討会」が、東京都等を事務局として設置された。

当協会においては、同検討会に参加の上、日本の投資信託の現状に関する情報発信や資産運用会社等の誘致のための環境整備について意見等を述べており、全 2 回の会合を通じて寄せられた実務者の意見等を踏まえて同検討会で取りまとめられた「当面の対応」等が、平成 28 年 12 月に東京都のホームページにて公表された。

（５）「資産運用業に係る海外動向等の調査部会」における調査・検討

「東京国際金融センターの推進に関する懇談会」等において資産運用業の強化、投資信託の普及・利用促進等に向けて様々な提言・課題が示されたことを踏まえて、平成 27 年 9 月に当協会理事会の下に「資産運用業に係る海外動向等の調査部会」が設置された。

本年も引き続き、同調査部会にて、業界及び各社におけるベスト・プラクティスの追求に向けた検討・取組みの参考となるよう、米国、欧州、アジア地域等の資産運用業の動向について包括的な意見交換を行い、諸外国の投資信託の状況や制度、税制等に関して調査検討を行った。

〔5〕 国際的な活動

資産運用業を取り巻く国際的な潮流への対応を図るとともに、国際的な資産運用業の発展に我が国が寄与すべく、当協会では以下の取組みを行った。

(1) セミナー「グローバル時代の投資信託」の開催

当協会は、平成 28 年 10 月 21 日、日本証券業協会、日本経済新聞社との共催で、投資信託及び資産形成の重要性等について理解を深めることを目的に、国内外の投信業界首脳を招いた公開セミナー「グローバル時代の投資信託」を開催した。

IIFA（国際投資信託協会）会長、米国投資信託協会（ICI）プレジデント兼 CEO のポール・スティーブンス氏による基調講演の後、アメリカ、ヨーロッパ、オーストラリアの業界団体、学界関係者、日本の運用会社及び証券会社の首脳によるパネルディスカッションが行われた。

パネルは、第一部「変貌する投資信託とアセットマネジメントビジネスの展望」、第二部「世界経済の展望と長期資産形成に投資信託が果たす役割」という二部構成で行われ、いずれにおいてもパネリストによる活発な討議が行われた。

当日は一般・業界関係者・海外の投資信託関係者併せて約 500 名が参加した。（セミナーの概要は、平成 28 年 11 月 16 日付の日本経済新聞朝刊に編集特集として掲載された。）なお、本セミナー開催にあたっては、不動産証券化協会、格付投資情報センター、（株）QUICK の協賛を受け、また資本市場振興財団の助成を得た。

同セミナーの内容は、以下のとおりである。

○ セミナー「グローバル時代の投資信託」

会 場	日経ホール（東京都千代田区大手町）
開会挨拶	白川 真 投資信託協会会長 稲野和利 日本証券業協会会長
基調講演	「投資信託—変化する経済環境における役割」 ポール・S・スティーブンス氏 国際投資信託協会（IIFA）会長、 米国投資信託協会（ICI）プレジデント兼 CEO
パネル ディスカッション ①	「変貌する投資信託とアセットマネジメントビジネスの展望」 モデレーター： 小平龍四郎氏 日本経済新聞社編集局編集委員兼論説委員 パネリスト：

	ベンジャミン・フリードマン氏 ハーバード大学教授 ポール・S・スティーブンス氏 IIFA 会長、ICI プレジデント兼 CEO ピーター・ド・プロフト氏 欧州投信資産運用協会 (EFAMA) 事務局長 渡邊国夫氏 野村アセットマネジメント CEO 兼執行役社長
パネル ディスカッション ②	「世界経済の展望と長期資産形成に投資信託が果たす役割」 モデレーター： 今川京子氏 日本経済新聞社編集局次長兼証券部長 パネリスト： クロード・クレマー氏 国際投資信託協会 (IIFA) 理事 サリー・ロアンヌ氏 豪州金融サービス協議会 (FSC) CEO 田代桂子氏 大和証券グループ本社取締役兼専務執行役 田中裕之氏 三菱 UFJ 国際投信取締役副社長
主 催	投資信託協会、日本証券業協会、日本経済新聞社
協 賛	不動産証券化協会、格付投資情報センター、(株) QUICK
後 援	金融庁、厚生労働省、日本取引所グループ、日本投資顧問業協会、日本証券アナリスト協会
助 成	資本市場振興財団

(2) 第 30 回国際投資信託会議 (大阪) の開催

当協会は、平成 28 年 10 月 24 日～26 日、第 30 回国際投資信託会議及び国際投資信託協会年次総会をホスト協会として、大阪において開催した。

今会議は、国際投資信託協会 (IIFA) が 30 周年という記念すべき節目を迎える会議であることから、「過去 30 年を振り返りつつ、将来の投資信託及び資産運用業界を展望する」という会議全体のテーマを設定し、「IIFA30 周年を迎えて一経済社会環境の変化におけるファンドの役割」、「グローバルな規制動向」、「人口動態の変化とファンド業界の役割」、「ファンドビジネスの展開」という 4 つのテーマでスピーチとパネルを構成するとともに、スピーカー及びパネリストとして国際機関、学会、世界の資産運用業界から多彩なゲストを招聘した。

本会議では、上記の 4 テーマに沿ったスピーチ、セッション等にゲストと IIFA メンバーである世界の投資信託業界首脳が参加し、2 日間にわたり活発な討議が行われた。

今大会には、世界 30 の国・地域の投資信託協会の代表、ゲスト、関係者併せて 80 名超が参加した。会議終了後、IIFA は、「IIFA30 周年を迎え、IIFA メンバーは、大阪会議において、投資信託業界が新たな世界経済と規制環境の中で投資家によりよい貢献をしていくための課題について活発な議論を

行い、今後ますます重要な役割を果たしていく責任と決意を確認した。」とのコミュニケを公表した。

なお、この会議の開催に当たっては、資本市場振興財団の助成を得た。

また、期間中に開催された IIFA 年次総会において、次回第 31 回国際投資信託会議は、スイス投信協会をホストとして、平成 29 年 10 月にスイス・チューリッヒにおいて開催されることが決定された。

同会議の内容は以下のとおりである。

○ 第 30 回国際投資信託会議

会 場	ザ・リッツ・カールトン大阪（大阪市北区梅田）
月 日	内 容
10 月 24 日（月）	国際投資信託協会（IIFA）理事会・専門委員会
10 月 25 日（火）	<p>本会議一日目</p> <p>【テーマⅠ IIFA30 周年を迎えて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済社会環境の変化におけるファンドの役割 ・ グローバル及び各地域の視点 <p>【テーマⅡ グローバルな規制動向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産運用業のシステミックリスクをめぐる問題への対応 ・ 投資家のニーズにどう応えるか—販売、手数料、規制 ・ ファンドガバナンス、フィデューシャリー・デューティー、社会的責任投資 <p style="text-align: right;">等</p> <p>IIFA 年次総会・理事会</p>
10 月 26 日（水）	<p>IIFA 会議運営委員会</p> <p>本会議二日目</p> <p>【テーマⅢ 人口動態の変化とファンド業界の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人口動態の変化とファンド業界の役割 ・ 年金と資産運用業界 ・ 退職の備えに向けた投資家へのソリューションの提供 <p>【テーマⅣ ファンドビジネスの展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国境を越えたファンドパスポートの動向 ・ 情報技術革新、サイバーセキュリティとファンド業界 ・ 高まる ETF の役割と規制ファンドの未来 <p style="text-align: right;">等</p>

(3) アジア地域ファンド・パスポートへの対応

平成 27 年 9 月に開催された APEC 財務大臣会合において、日本が、オーストラリア、韓国、ニュージーランド、フィリピン、タイと共に ARFP（アジア地域ファンド・パスポート）制度に正式に参加することとなったことを踏まえて、当協会では金融庁や関係団体等と連携しつつ、同制度に係る様々な取組みを行っている。

これまでも当協会では、当協会の政策委員会及び専門委員会にて検討を行った上で、同制度の規則等に係る市中協議に対して協会としての意見書を取りまとめ、同制度参加国当局に対して提出を行う等をしていたところである。これら各国の意見等を踏まえ、同制度に関する協力覚書が策定され、平成 28 年 4 月に日本、オーストラリア、韓国、ニュージーランドが、6 月にタイが署名を行い、同月 30 日に発効した。

当協会では、同協力覚書の発効を受けて、同制度に基づいた投資信託等の組成・海外での販売を行うための環境を整備する観点から、「ビジネス環境の整備等に係る検討小委員会」にて関係者を交えた実務上の課題や対応策等について検討を行っている。

(4) OECD 多国間自動的情報交換への対応

OECD 多国間自動的情報交換制度の日本国内への適用に当たっては、当該共通報告基準及びその実施細目等の内容を踏まえた法令等が整備されることとなり、平成 27 年 3 月 31 日には、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」等の一部改正法令等が公布されたところである。

当該共通報告基準等及び法令等の整備に当たっては、当協会からも要望や意見を提出する等の対応を行ってきたが、平成 28 年中においても、質問等の募集について会員通知をした上で、その旨を自主規制委員会において報告した。

また、国税庁からの質問に対する回答や国税庁 HP 上に公開された「共通報告基準 (CRS) に基づく自動的情報交換」の制度の概要 (リーフレット等)・FAQ 等についても会員周知を行うなど、円滑な制度実施に向け、関係当局と連携を図ってきた。

(5) 国際機関等の意見募集等に係る対応

本会では、金融安定理事会 (FSB) や証券監督者国際機構 (IOSCO) 等が提示する各種提言やグッドプラクティスに係る意見募集について、会員からの意見を取りまとめ、提出している。本年意見提出を行った案件は以下の

通り。

イ. **FSB** の「資産運用業の活動からの構造的な脆弱性に対応する政策提言案」への対応

6月22日、金融安定理事会（**FSB**）は「資産運用業の活動からの構造的な脆弱性に対応する政策提言案」を公表した。これは、近年の資産運用業の活動の拡大、とりわけオープンエンド型ファンドの増大等に着目し、その中で、取引があまり活発ではない商品を含む、特定の資産クラスへの投資の増大等も踏まえ、その潜在的なリスクを把握し、対処するための提言である。

提言では、

- i. ファンドの投資とファンドユニットの解約に係る契約条件の間の流動性ミスマッチ
- ii. 投資ファンドにおけるレバレッジ
- iii. オペレーショナルリスク及びストレス時の投資契約の移管に係る課題
- iv. 資産運用会社とファンドによる証券貸借取引業務

の4つの観点から資産運用業の構造的な脆弱性に着目し、意見募集が行われた。

これに対応するため、当協会では会員各社からの意見を募集し、投資信託の制度に関する専門委員会等で検討を行い、「流動性リスク管理は重要だが、その管理の仕方は個々のファンドでも異なるであろうし、その管理に当たっては流動性の伝播のあり方についてよく検討し、市場の機能を損なう規制にならないよう留意が必要であること、また、受益者の公平性を阻害するものであってはならないこと、日本の業界は流動性リスクを強く意識してきていること」等について述べた意見書を提出した。

なお、**FSB** は意見募集の内容を踏まえ、2017年1月に最終的な提言を公表している。

ロ. **IOSCO** の「投資ファンドの終了に関するグッドプラクティス市中協議文書の公表について」への対応

平成28年8月、**IOSCO** は「投資ファンドの終了に関するグッドプラクティス」に係る市中協議を公表した。これは、投資ファンドが終了（償還）計画を備えることの重要性について取りまとめたものであり、

- ・投資する時点の開示

- ・終了の決定
- ・合併の決定
- ・終了過程期間中
- ・特定の種類の投資ファンド

といったカテゴリーについて、29の質問を投げかけたものである。本件について、当協会では会員に対し意見募集を行い、「償還ではなく、ファンドの併合の方が、投資家保護に貢献したり、投資家の利益になる場合があり、もしも制度的な障害がそのような併合を妨げている場合、我々はそうした障害を取り除くことについて検討すべきである旨を（ブラクティスに）追加するのは有益である」との会員の意見を提出した。

(6) サイバーセキュリティに関するセミナーの開催

当協会は、平成28年4月13日、東京証券会館ホールにおいて、ICIグローバル（米国投資信託協会（ICI）が設立した国際的活動を行う組織）との共催で、「サイバーセキュリティのファクトとファンダメンタルズ—脅威環境、防衛戦略の展開、連携の構築に関する分析—」と題する会員向けセミナーを開催した。

米国及び日本のサイバーセキュリティ専門家から、世界のサイバーセキュリティの最新動向と、資産運用業界は脅威にどう対処すべきかをテーマに講演が行われた。当セミナーには会員会社等から約180名が参加した。

[6] その他

(1) 当協会における質問・苦情相談内容の公表

平成 28 年 1 月から 12 月に当協会等が受付けた苦情・相談等の状況は以下のとおりである。

① 投資信託に関するもの

イ. 質問相談関係

- ・当協会が受付けた件数 98 件
- ・FINMACが受付けた件数 36 件

主な内容は、購入に当たって委託会社や商品内容の相談、基準価額の上昇に伴う売却タイミングの相談等、購入や換金に関する質問等。

ロ. 苦情関係

- ・当協会が受付けた件数 2 件
- ・FINMACが受付けた件数 1 件

内容は、買付注文の締め切り時間に関すること等。

ハ. あっせん

- ・当協会が受付けた件数 0 件
- ・FINMACが受付けた件数 0 件

② 個人情報に関するもの

平成 28 年 1 月から 12 月までにおける会員の個人情報の取扱いに対する一般投資家からの質問相談及び苦情は皆無であった。

[7] 平成 28 年各種説明会及び研修会の開催状況

当協会では、会員会社向けに下記説明会及び研修会を開催した。

<p>◆「銀行のファンド向けエクイティ出資に係る資本賦課の見直し」についての説明会 開催日：平成 28 年 2 月 8 日 講 師：金融庁 監督局 総務課 健全性基準室 テーマ：「銀行のファンド向けエクイティ出資に係る資本賦課の見直し」について</p>
<p>◆個人情報の取扱いに関する研修会 開催日：平成 28 年 3 月 28 日 講 師：金融庁 総務企画局 企画課 調査室 課長補佐 テーマ：金融分野における個人情報保護について</p>
<p>◆資産運用業におけるサイバーセキュリティに関するセミナー 開催日：平成 28 年 4 月 13 日 講 師：Peter G. Salmon (ICI Global オペレーションズ&テクノロジー シニア・ディレクター) テーマ：サイバーセキュリティのファクトとファンダメンタルズ ー脅威環境、防衛戦略の展開、連携の構築に関する分析ー</p>
<p>◆投資法人に係る税会不一致に関する税制等に関する説明会 開催日：平成 28 年 4 月 15 日 講 師：金融庁職員（税制改正担当） テーマ：投資法人に係る税会不一致に関する税制上の手当て等について</p>
<p>◆正会員向けコンプライアンス研修会 開催日：平成 28 年 6 月 16 日 講 師：金融庁 証券取引等監視委員会事務局 証券検査課長 投資信託協会 会員調査部長 テーマ：証券検査を巡る最近の動向について 平成 27 年度会員調査結果及び平成 28 年度会員調査方針等について</p>
<p>◆投資法人資産運用会社向け業務研修会 開催日：平成 28 年 12 月 8 日 講 師：金融庁監督局 証券課 資産運用室 課長補佐 テーマ：投資法人の運営において資産運用会社が留意すべき事項等について</p>
<p>◆証券投資信託委託会社向け業務研修会 開催日：平成 28 年 12 月 9 日 講 師：金融庁監督局 証券課 資産運用室 資産運用調整官 テーマ：証券投資信託委託会社が留意すべき事項等について</p>

◆積立 NISA に係る説明会

開催日：平成 28 年 12 月 22 日

講 師：金融庁総務企画局 政策課

テーマ：積立 NISA について